

## 還付申告のお知らせ

# 会場がふくとぴあから イオンモール福津に変更されます

所得税の確定申告に先駆け、還付申告を受け付けます。対象となる人は、「還付申告センター」で申告の手続きをしてください。なお、申告は税務署職員や税理士が受け付けます。早い時期の申告なので、還付金の振り込みも早くなります。利用しやすくなった還付申告センターをぜひ御利用ください。

**申告期間** 2月2日(火)～5日(金)、8日(月)、9日(火) ※土、日曜日は実施しません。

**申告会場** イオンモール福津

2階イオンホール

**受付時間** 午前9時30分～午前11時、午後1時～午後3時30分

**対象者** 給与や年金等の源泉徴収税があり、申告することで還付になる人。例…勤め先などで年末調整済みであっても、医療費控除や住宅ローン控除がある人。

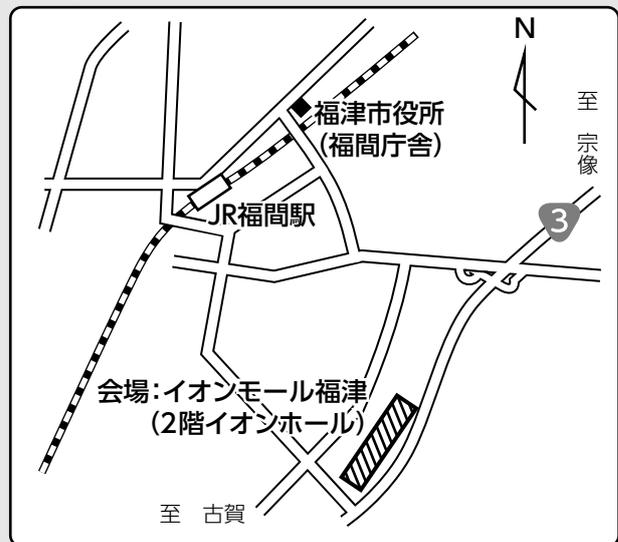
**注意** 事業所得(営業、農業、不動産)のある人や、土地や建物、株式の譲渡所得がある人は対象外です。また、住民税だけの申告や、贈与税、相続税の相談は行っていません。

### 申告に必要なもの

- 印鑑(認印可)
- 確定申告書の用紙(送られてきていない人は会場に申告用紙を準備しています)
- 収入の分かるもの(給与や年金の源泉徴収票など)
- 申告者名義の金融機関の口座が分かるもの
- 生命保険料控除、地震保険料控除に該当する場合は、生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- 社会保険料控除に該当する場合は、国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料などの領収書または納付証明書(還付申告センターで納付額を確認することはできません)
- 障害者控除に該当する場合は、身体障害者手帳や療育手帳など
- 医療費控除に該当する場合は、平成27年中に支払った医療費の領収書※事前に合算をお願いします
- 住宅借入金等特別控除に該当する場合はその書類
- 雑損控除に該当する場合は、被害の内容を証明する書類

### イオンモール福津

※今年はいふくとぴあではありません



問い合わせ 市税務課(福間庁舎) ☎43・8117

インターネットで簡単  
e-TAXで確定申告書を作成してみませんか

国税庁ホームページ  
(www.nta.go.jp)  
作成コーナーで検索

国税庁が運営する国税電子申告・納税システムe-TAX(イータックス)。これを利用すると、簡単に確定申告書を作成することができます。また、自宅で作成した申告書は郵送などで提出が可能です。会場まで行く必要がなく、順番を待つこともないので、とても便利です。収入が給与や年金のみの人は、今年からより見やすく分かりやすい画面になりました。この機会にぜひ御利用ください。

自宅にパソコンがない人は、市の確定申告会場に自主申告書作成コーナーを設置します。ぜひ御利用ください。※確定申告の詳細は、広報ふくとぴあお知らせ版1月15日号に掲載します。

e-TAX・作成ヘルプデスク  
☎0570・01・59001

問い合わせ 香椎税務署 ☎092・661・1031